

事業費補助金調査票(表)

補助金名	生徒遠距離通学費補助金
------	-------------

担当課	教育部 教育指導課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	10	03	02	45 - 01
事業名	生徒遠距離通学費補助事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	1,590	千円
R4 予算額	1,590	千円
R3 決算額	1,485	千円
R2 決算額	1,638	千円
R1 決算額	1,608	千円
H30 決算額	1,442	千円
H29 決算額	1,687	千円

事業の趣旨・目的	遠距離通学する生徒の保護者に対し、補助金を交付することにより、保護者の負担の軽減を図ることを目的として補助する。	補助対象者	<p>【補助対象者】</p> 通学距離が4キロメートル以上であり、バス又は自転車で通学している生徒																							
開始年度	平成 3 年度	経費	<p>【補助対象経費】</p> 定期乗車券の購入費 自転車購入費																							
根拠法令等	(市)成田市児童・生徒遠距離通学費補助金交付規則	補助率	<p>【補助率】</p> バス通学は定期乗車券の購入費の1/2 自転車通学は年額5,000円																							
留意事項		補助率	<p>【国県等の補助率】</p> 市単独補助事業のため、国県等の補助なし																							
決算内訳	<p>令和 3 年度決算額等 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体事業費</td> <td>2,970</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち市補助金</td> <td>1,485</td> <td>297</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>うち国補助</td> <td>0</td> <td></td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>うち県補助</td> <td>0</td> <td></td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>1,485</td> <td></td> <td>50.0%</td> </tr> </tbody> </table>		金額	人数	割合	全体事業費	2,970			うち市補助金	1,485	297	50.0%	うち国補助	0		0.0%	うち県補助	0		0.0%	自己負担	1,485		50.0%	<p>【近隣自治体の補助率】</p> 印旛郡市のほとんどの自治体で同様の補助あり ・富里市 6キロ以上で定期代購入費の1/3 ・佐倉市 5キロ以上で月額1,000円を控除した額
	金額	人数	割合																							
全体事業費	2,970																									
うち市補助金	1,485	297	50.0%																							
うち国補助	0		0.0%																							
うち県補助	0		0.0%																							
自己負担	1,485		50.0%																							
		成果指標	<p>成果指標: 対象者数</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>297</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>318</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>307</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数値	令和3年度	297	令和2年度	318	令和元年度	307															
年度	数値																									
令和3年度	297																									
令和2年度	318																									
令和元年度	307																									

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本施策である「成田の未来をつくる義務教育を推進する」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	安全な通学手段の確保は必要であり、また教育費が増加の一途をたどっている中、保護者の経済的負担を軽減するためにも補助は必要である。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	対象者人数 R元年度:307人、R2年度:318人、R3年度:297人
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	毎年300人程度の対象がおり、遠距離通学により生じる負担の軽減を図ることができる。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	本事業は、遠距離通学する生徒の保護者に対し、補助金を交付することにより、保護者の負担の軽減を図ることを目的として補助するものであり、市の総合計画の基本施策である「成田の未来をつくる義務教育を推進する」を推進するとともに、地域間の格差を是正し、教育の機会均等を図るために必要であることから、今後も継続して補助事業を実施する。		